

# 「佐用町まちづくり基本条例」 が制定されました

## ●まちづくり基本条例とは

町政運営の基本となるルールを定めるもので、地域における様々な課題への対応や、まちづくりの基本理念及び基本原則や、町民の権利及び役割、議会の権限及び責務、行政の権限及び責務、また、町民、議会及び行政がまちづくりに関する情報を共有しあえる仕組みや協働のまちづくりの仕組みなどについて規定されており、みんなのまちのことをみんなで考え、よりよいまちをつくっていかうとする条例です。

## ●まちづくり基本条例の目的

地方分権が進めば進むほどさまざまな政策分野において、佐用町自身が自ら考えて自ら決めることが要求され、主体性を持って住みよい、魅力あるまちづくりを推進していくことが必要となっています。

また、少子高齢・人口減少社会の進行や町民ニーズの多様化など社会環境が大きく変化し、町民の町政に対する参加意識も高まっています。こうしたなかで、新たな町政運営の基本的ルールを定めることが必要になっています。

## ●この条例でなにが変わるのか

佐用町は、まちづくりの主体である「町民」「議会」「町(執行機関)」の役割を明確にし、町政に関する情報の共有、参加や協働まちづくりのルールについて具体的に定めることで、豊かで、住んで良かったと思えるような地域社会を目指す「協働のまちづくり」を推進しています。

まちづくり基本条例により私たちの生活が急に変わることはありませんが、町民と町がお互いに協力し、同じ思いでまちづくりに取り組み事が、暮らしやすいまちの実現につながります。

## ●協働のまちづくりとは

佐用町のまちづくりは、町だけでなく町民やコミュニティ組織など、自立した様々な人や組織が対等な立場で互いに尊重しあい、役割と責任をお互いに理解しながら課題の解決にあたり、豊かで活力ある地域社会の実現を目指しています。この条例では、町民、議会及び町(執行機関)が、それぞれの役割と責任を果たしながら、相互に補完し協力して地域課題の解決にあたることを「協働」と定義しています。